

役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

社会福祉法人あけぼの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会（以下「法人」という。）の役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬について必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、報酬として1回につき、11,137円を支払う。評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員会に評議員選任・解任委員が出席したときには、報酬として1回につき5,568円を支払う。ただし、京都府以外のものはその限りではない。

(支払い方法)

第4条 報酬の支払い方法は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の当日現金により支給するものとする。

付則

(1) この規程は、平成29年4月1日より実施する。